

東海市条例第18号

東海市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等のあった後に、犯罪被害者等が、精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の当該犯罪等による直接的な害以外の害を被ることをいう。
- (5) 再被害 犯罪等により害を被った者が更なる犯罪等により害を被ることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等に十分配慮しつつ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、地域社会において孤立することなく、また、二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるように、

被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な措置を途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等支援は、市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者のほか、県その他行政機関、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必

要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減のための措置)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給その他の必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定等のための措置)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(意見の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策の適正な推進に資するため、犯罪被害者等その他市民及び事業者の意見を聴き、これらの者の意見を当該施策に反映することができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。